

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

事業専従者の退職手当

Q：私は開業医です。息子を私の病院に従事させて、青色事業専従者給与を支払っています。

この度、息子が出身大学の附属病院に勤務することになったので、退職手当を支給しようと考えているのですが、青色事業専従者に支払った退職手当は認められますか。

A：事業専従者に対して支払う退職手当は、必要経費に算入できません。

【解説】

事業主と生計を一にしている配偶者その他の親族に支払う給料等は、所得税法上原則として必要経費に算入することはできませんが、青色申告者が、その事業に専ら従事する青色事業専従者に対して、「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている方法に従い、その記載されている金額の範囲内において給与を支払った場合には、その給与の金額で一定の状況に照らしてその労務の対価として相当と認められるものは、その支給した年分の必要経費に算入することができます。

ここでいう「給与」とは、給与所得の収入金額になる給料、賞与、手当などであって、その専従者がその事業に従事している期間に受けるべきものに限られます。

したがって、退職所得となる退職手当や専従者でなくなった後に支払う退職年金などは、必要経費に算入することはできません。

